

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 7 月 8 日

北上川上流流域下水道事務所長 紺野 憲彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 都南浄化センター建築物及び建築設備定期点検業務委託
- (2) 業務概要 入札説明書及び特記仕様書による
- (3) 履行期間 90 日間
- (4) 履行場所 盛岡市東見前地内
- (5) 入札方法

(1)の業務名で総価により入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の全てを満たす者であること。

なお、(7) に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 盛岡広域振興局管内に本店を有すること。
- (3) 会社として、一級建築士が 1 名以上在籍していること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす者を担当技術者として 1 に示した業務に配置できること。
 - ア 建築物の敷地及び構造においては、一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員
 - イ 建築設備及び防火設備においては、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員或いは防火設備検査員
- (5) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第 1 項に規定する再生手

- 続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 令和2年4月1日以降、建築物及び建築設備の点検に関する業務を、元請として1回以上履行した実績を有すること。
- (9) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間において、岩手県から県営建設工事、建設関連業務、庁舎等管理業務、物品購入等及び一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準(以下「措置基準」という。)に基づく指名停止措置又は入札参加制限を受けていない者であること。
- (10) 措置基準に基づく文書警告を受けている場合、発注業務の申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、発注業務の申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒020-0832 岩手県盛岡市東見前 3-10-2
北上川上流流域下水道事務所 経営総務課 電話：019-638-2621
- (2) 入札及び開札の日時及び場所等
令和7年7月24日(木) 午前10時
北上川上流流域下水道事務所 3階第2会議室
(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)

4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の額を岩手県に納付しなければならない。ただし、岩手県が定める競争入札参加資格者名簿(入札書の提出の日において有効なものに限る。)に登載されているとき又はこの一般競争入札に参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和7

年 7 月 16 日（水）正午までに 3 (1) の場所に提出しなければならない。

また、入札日の前日までの間において、北上川上流流域下水道事務所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) (3) により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

流域下水道事業財務規則（令和 2 年岩手県規則第 30 号）第 188 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他 詳細は、入札説明書による。